

2026年度4月入学 留学生オリエンテーション

2026年4月2日（木）
国際交流会館 大会議室
10:00～10:55（午前の部）
14:00～14:55（午後の部）

本日のスケジュール

I オリエンテーション	内容
10 : 00 ~ 10 : 55 (午前の部)	留学生活について、国際交流団体の紹介
14 : 00 ~ 14 : 55 (午後の部)	詐欺被害等に関する注意喚起
	日本語教育プログラム
	国際課からのお知らせ
II キャンパスツアー	訪問場所
11 : 00 ~ 12 : 00 (午前の部)	国際交流会館、図書館、
15 : 00 ~ 16 : 00 (午後の部)	インフォメーションギャラリー、生協など
III 懇談会	場所
16 : 00 ~ 17 : 00	国際交流会館 喫茶コーナー

国際センター長

野口 昌良先生

国際化担当副学長

経営学研究科 経営学専攻 教授

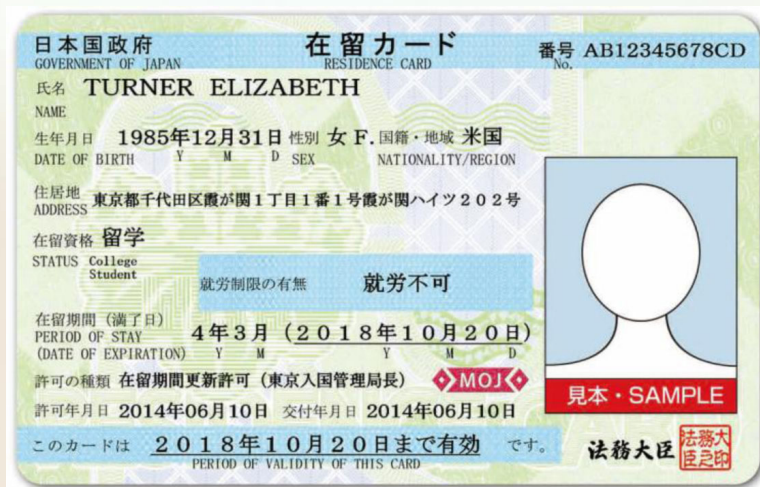
国際課からのお知らせ

1 日本の生活

- 在留資格
- マイナンバー
- 国民健康保険
- 国民年金

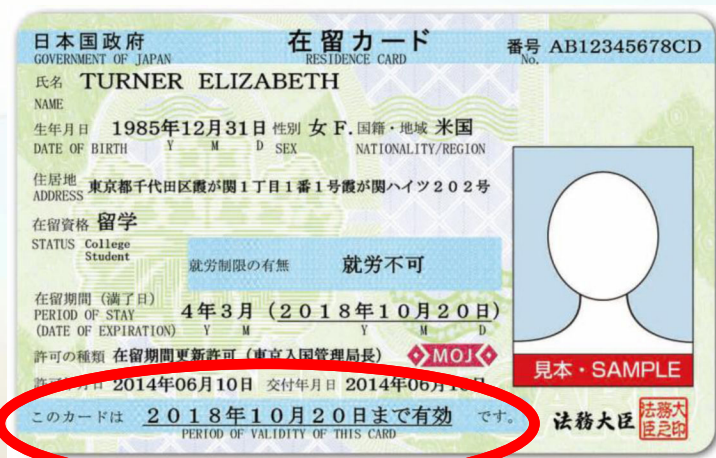
在留資格とは

「外国人が日本に滞在する間、一定の活動を行うことができること、あるいは一定の身分又は地位を有する者として活動を行うことができることを示す入管法上の法的資格です。すなわち、外国人はこの法的資格に基づいて日本に在留し活動することができます。」



「留学」
日本の大学に在学
して教育を受ける
活動の資格

在留期間の更新



- 国際課は大学作成用書類を発行
- 出入国在留管理局で更新申請手続きをする
- 在留期限の 3 か月前 から申請が可能



在留カードには有効期限があります。早めに手続きを!!

資格外活動許可申請について

アルバイトは、勉学の妨げにならない範囲でのみ認められ、1週28時間まで許可されます。学則で定める長期休業期間中に限っては、1日8時間(40時間/週)まで認められています。



住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可		在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

所属機関に関する届出手続きについて

2026年3月末まで国内の他教育機関に在留資格「留学」で在籍していた学生は、必ず届け出てください。

4月14日までに届出が必要

「所属（活動）機関に関する届出」により所属機関の移籍届を出入国在留管理庁に提出します。届出には次の3つの方法があります。

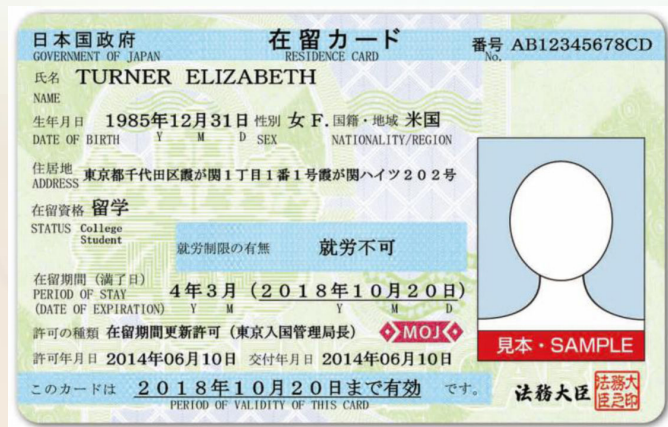
1. オンライン
2. 入管の窓口
3. 入管へ郵送

詳細は国際課のホームページ「新入留学生の方へ」のページで確認してください。



国際課への届出が必要な場合

- 1 入学時
- 2 在留カードの記載事項に変更が生じた場合
(進学、転居による住所変更等)



Speed Visaシステムから登録

※在留資格「留学」が対象

Speed Visaシステムについて

※在留資格「留学」の学生が対象

1. 在留期限アラートメールが届いたら、在留期間更新の準備を始めること
2. 在留カードを更新したら、Speed Visaで3日以内届け出ること
3. Speed Visaから届く国際課からのお知らせを確認すること

[Login from here](#)

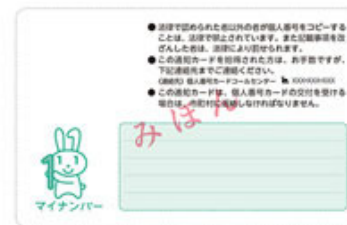


マイナンバー通知カード について

通知カードの様式について



【おもて面】



【うら面】

- 日本に在留する外国人もマイナンバー（12ケタの個人番号）制度の対象
- 日本に住民票の登録があり、在留期間が3か月以上の者に付与
- 番号には個人情報を含みます。手元に届いたら大切に保管しましょう。

国民健康保険

- 在留カードの発行を受けた方は国民健康保険証の需給を受ける必要あり。
留学生や研究生もすべて対象。
- 国民健康保険に加入していると、病院などの窓口で支払う金額は、原則としてかかった医療費の3割負担。
- 住民登録をした区役所または市役所で加入手続きを行う。
- 在留期間更新手続きなど、入国管理に関わる手続きの際にも、国民健康保険資格確認書の呈示が必要。
- 病院などで診察を受けるときは、診察時この資格確認書を必ず窓口呈示すること。

国民年金への加入について

- 日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人を含めて、国民年金に加入し、国民年金保険料を納めることが義務付けられています。年金を受給しないままに帰国した外国人の方のために、脱退一時金制度があります。
- 制度の詳細は、HPで確認。
<https://www.nenkin.go.jp/index.html>

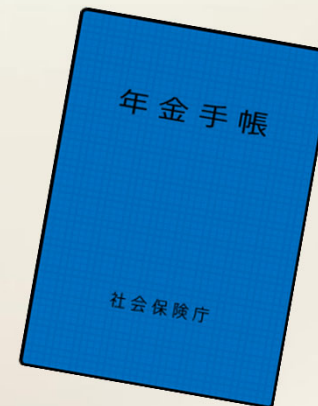


保険料を未納のままに
せず、学生納付特例制度
を利用しましょう！



学生納付特例制度について (正規生のみ)

- 学生期間中の保険料の納付が**猶予され、社会人になってから納付できる制度。**
- 申請により在学中の保険料の納付が猶予される
住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口にて申請
- 詳細は、日本年金機構ホームページで確認
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>
- 申請には、在留カードと学生証が必要です。



国際課からのお知らせ

2 大学生活

- 留学生ハンドブック（証明書・住所変更等）
- 私費留学生向け奨学金

留学生ハンドブック

- 留学生ハンドブックに、大学生活に役立つ様々な情報が説明されていますので、**必ず**ご参照ください。

(大学生活、学修、医療、相談、在留手続きなど)

https://www.ic.tmu.ac.jp/study_abroad/guide.html



私費留学生向け奨学金について

- 奨学金については、以下のサイトを参照

http://www.ic.tmu.ac.jp/study_abroad/scholarship.html

- 大学推薦の奨学金を申し込むときには、**奨学金事前登録**が必要

http://www.ic.tmu.ac.jp/study_abroad/scholarship_preregistration.html

登録期間：2026年4月1日(水)～6日(月)9:00AM（厳守）

※サイトに掲載の「奨学金ブックレット」を必ず読んでください。

学部生は、大学独自の奨学金「東京都立大学私費外国人留学生学業奨励奨学金」についてホームページで確認してください。



ご清聴ありがとうございました。